

寒川町介護保険法施行細則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p><u>第7号様式(第6条関係)</u></p> <p><u>[別添のとおり]</u></p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p><u>第7号様式(第6条関係)</u></p> <p><u>[別添のとおり]</u></p> <p>～略～</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、平成30年8月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この規則の施行の際現に、この規則による改正前の寒川町介護保険法施行細則(以下「旧規則」という。)第6条第3項の規定により交付した介護保険資格者証は、改正後の寒川町介護保険法施行細則第6条第3項の規定により交付する介護保険資格者証とみなす。</u></p> <p><u>(残存用紙の使用)</u></p> <p>3 <u>この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。</u></p>

(現行)

第7号様式(第6条関係)

(表)
介護保険資格者証

有効期限											
被保険者	番号										
	住所										
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日			性別							
交付年月日											
要介護状態区分等											
認定年月日											
認定の有効期限											
居宅サービス		区分支給限度基準額									
		1月当たり 単位									
(うち種類支給限度額)		サービスの種類	種類支給限度基準額	サービスの種類	種類支給限度基準額						
認定審査会の意見及びサービスの種類指定											
給付制限		内 容		期 間							
				開始年月日 終了年月日							
				開始年月日 終了年月日							
居宅介護支援事業者及びその事業者の名称		届出年月日									
		届出年月日									
		届出年月日									
介護保険施設等	種類			入所・入院年月日							
	名称			退所・退院年月日							
	種類			入所・入院年月日							
	名称			退所・退院年月日							
保険者番号並びに保険者の名称及び印		<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>									
		寒川町 印									

裏面の注意事項を確認してください。

(現行)

(裏)

注意事項

- 1 介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。
- 2 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 3 老人保健の健康手帳の交付を受けている場合であって、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護の指定居宅介護サービス又は介護保険施設サービス若しくは介護療養施設サービスを受けようとするときは、この証に健康手帳を添えて、事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 4 居宅サービスについては、あらかじめ居宅介護支援事業者に介護サービス計画の作成を依頼し、その旨を市町村に届け出るか、自ら介護サービス計画を作成し、市町村に届けた場合に限り現物給付となります。これらの手続きをしない場合は、市町村からの事後払い(償還払い)になります。
- 5 居宅サービスには保険給付の限度額が設定されます。
- 6 介護サービスを受けたときは、当該サービスに要した費用(入所又は入院中の食事に要する費用を除く。)に、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額を支払います。居宅介護支援サービスは、全額が介護保険から支給されますので自己負担はありません。また、入所又は入院中の食事に要する費用については、定額の標準負担額を支払います。
- 7 認定審査会意見及びサービスの種類の指定欄に記載がある場合は、その事項に留意してください。また、利用できるサービスの指定がある場合は、当該サービス以外は、給付を受けられません。
- 8 死亡、転出等の理由により、被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。
- 9 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 10 資格者証の有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けてください。
- 11 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 12 災害等特別の事情がないのに保険料を滞納したときは、給付を市町村からの事後払いとする措置(支払方法変更)、利用時支払額を3割_____とする措置(給付額減額等)等を受ける場合があります。

(改正案)

第7号様式(第6条関係)

(表)
介護保険資格者証

有効期限											
被保険者	番号										
	住所										
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日		性別								
交付年月日											
要介護状態区分等											
認定年月日											
認定の有効期限											
居宅サービス		区分支給限度基準額									
		1月当たり 単位									
(うち種類支給限度額)		サービスの種類	種類支給限度基準額	サービスの種類	種類支給限度基準額						
認定審査会の意見及びサービスの種類指定											
給付制限		内 容		期 間							
				開始年月日 終了年月日							
				開始年月日 終了年月日							
居宅介護支援事業者及びその事業者の名称				届出年月日							
				届出年月日							
				届出年月日							
介護保険施設等		種類			入所・入院年月日						
		名称			退所・退院年月日						
		種類			入所・入院年月日						
		名称			退所・退院年月日						
保険者番号並びに保険者の名称及び印		<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>									
		寒川町 印									

裏面の注意事項を確認してください。

(改正案)

(裏)

注意事項

- 1 介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。
- 2 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 3 老人保健の健康手帳の交付を受けている場合であって、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護の指定居宅介護サービス又は介護保険施設サービス若しくは介護療養施設サービスを受けようとするときは、この証に健康手帳を添えて、事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 4 居宅サービスについては、あらかじめ居宅介護支援事業者に介護サービス計画の作成を依頼し、その旨を市町村に届け出るか、自ら介護サービス計画を作成し、市町村に届けた場合に限り現物給付となります。これらの手続きをしない場合は、市町村からの事後払い(償還払い)になります。
- 5 居宅サービスには保険給付の限度額が設定されます。
- 6 介護サービスを受けたときは、当該サービスに要した費用(入所又は入院中の食事に要する費用を除く。)に、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額を支払います。居宅介護支援サービスは、全額が介護保険から支給されますので自己負担はありません。また、入所又は入院中の食事に要する費用については、定額の標準負担額を支払います。
- 7 認定審査会意見及びサービスの種類の指定欄に記載がある場合は、その事項に留意してください。また、利用できるサービスの指定がある場合は、当該サービス以外は、給付を受けられません。
- 8 死亡、転出等の理由により、被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。
- 9 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 10 資格者証の有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けてください。
- 11 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 12 災害等特別の事情がないのに保険料を滞納したときは、給付を市町村からの事後払いとする措置(支払方法変更)、利用時支払額を3割(介護保険負担割合証に記載の「利用者負担の割合」欄に記載された割合が3割である場合は4割)とする措置(給付額減額等)等を受ける場合があります。